

## クレームから考える 患者視点の 診療所のつくり方



第6回 河合吾郎  
河合医療福祉法務事務所  
医療経営士3級

# 患者との情報共有、周知は 細心の注意を払うこと

### クレームファイル①

#### 本人に許可なく 両親に通院歴を漏えい

精神科を標榜するA診療所は地方都市にあり、近隣には精神科の診療所がほかになかった。そのため、業務多忙と職場の人間関係によってうつ病を患つてしまつた患者Bも、A診療所に通院していた。

患者Bは、実家から車で1時間程度の距離にある職場近くで一人暮らしをしていた。実家から職場へ通えないこともなかつたが、通勤に往復2時間はもつたないと考え、職場近くに住むことで業務に集中していたの

だ。とても真面目な性格で、仕事を手を抜くことはしなかつた。しかし、最近上司が異動交代となり、それと同時に業務が多忙になつたため、新しい上司との関係もうまくいかなくなつてしまつた。

患者B本人は実家の両親に心配をかけたくない、A診療所を受診している話を伝えていないかった。通院前は、時おり実家に顔を出していたが、通院を開始してからは疎遠になつてしまつていた。

心配になつた両親が患者Bの職場に電話をかけたところ、しばらく休職していると知つた。すぐに本人にも電話して状況を確認すると、休職は認めたもの

の、状態はわからず両親は不安が募つた。

そんなとき、父親は患者BがA診療所を受診しているかもじれないと思い立ち、患者Bの受診の有無と状態について聞くため、A診療所に電話をかけた。その電話に対応したのは、入職半年の経験が浅い事務職員Cで、「本人の状態は医師でないとわからない」としたつえで、

その電話に応じたのは、入職半年の経験が浅い事務職員Cで、「本人の状態は医師でないとわからない」としたつえで、通院について答えてしまつた。

後日、予約来院した患者Bは、父親に通院歴を教えてしまつた。事務職員Cに対し、「こちちは心配かけないよう、受診の件を両親には伝えていなかつた。個人情報を本人以外に教えるとほ

### 何事か」と激怒した。

A診療所の他の職員は、そのやり取りを聞いて初めて、事務職員Cが通院歴を電話で伝えていたことを知つた。その日の夜、職員で緊急ミーティングを実施し、対応策を話し合つた。

### クレーム①の課題と対策

#### 取り扱いを厳重注意

電話の場合だと、相手の素性を証明できない。本人と名乗られてもその確認ができないので、電話では絶対に通院歴等の個人情報の問い合わせに答えないとこととした。

### クレームファイル②

#### 診療時間の変更を HPに反映し忘れる

### クレームファイル②

#### 診療情報開示の 指針を整備

院内の診療情報開示に関する指針を整備した(表)。受診歴等を知りたい場合「カルテ開示」という形で対応するとし、申し込み用紙等に記入のうえ、最終的に院長が判断する。第三者者が請求した場合は、委任状の提出も求めるようにした。

済ませるのが午後8時を過ぎることもあつた。

院長をはじめ職員も疲労が蓄積し、この状況を少しでも改善したいと思い、院長は診療終了時間を30分前倒しする」と決めた。

患者への案内用の掲示物やビラなどを作成し、診療時間変更の周知を1ヶ月にわたつて行つたのちに、新しい診療時間がスタートした。最初は相変わらず多くの患者が来院し、すぐに診療時間変更の効果は表れなかつたが、それでも、以前よりは診察終了が早くなつてきて、職員の負担も軽減されていた。

○診療所は、長年地域から愛されており、院長の丁寧な診察や優しい性格を慕つて連日多くやうの患者が訪れている。患者Eもそんな○診療所のファンであり、長年かかっている。

多くの患者さんに愛されいるゆえに、診療時間過ぎても患者Eが診察待ちしている状況だった。特に夕方以降は、仕事帰りに受診する人も多く、診療終了時間が午後6時30分にもかかわらず、最後の患者の会計をしていました。

診療所は、スマートフォンでDの負担も軽減されていた。

変更から1週間が経過したある日、患者Eは少し体調を崩し、仕事帰りに○診療所を受診して薬の処方をお願いしようと思つていた。通常は午後5時に仕事を終るが、その日はまだまだ1時間残業することになつた。患者Eは、スマートページを確認し、午後6時10分に電話をかけた。それに対し、事務職員Fが電話対応し、「受付時間は終了しています」と案内した。

### クレーム②の課題と対策

#### ホームページの運営体制を見直し

基本的に、ホームページの運営・管理がしっかりとされておらず、更新は業者任せになつていた。今後は、事務職員からホームページ担当者を2人選出し、毎日ホームページのチェックを行つたうえで、隨時お知らせの更新を行うことにした。